せり売り（インターネット公有財産売却）の実施について

1　せり売りに付する物件

区分 番号	物件	物件の概要	予定価格 （円） （最低売却価格）	入札保証金 （円）
車-64	車両 軽貨物	三菱　ミニキャブ 初年度登録：平成 24 年９月 車検満了：令和８年９月 24 日 型式：GBD-U62V 排気量：0.65L 走行距離：166,930km	50,000	5,000
車-65	車両 軽貨物	三菱　ミニキャブ 初年度登録：平成 24 年９月 車検満了：令和８年９月 23 日 型式：GBD-U62V 排気量：0.65L 走行距離：182,417km	50,000	5,000
車-66	車両 小型貨物	いすゞ　エルフ 初年度登録：昭和 62 年３月 車検満了：令和９年５月 30 日 型式：P-NKR58ED 排気量：3.63L 走行距離：159,200km	150,000	15,000
車-67	車両 普通貨物	いすゞ　エルフ 初年度登録：平成 17 年３月 車検満了：令和８年８月 10 日 型式：PB-NPS81AN 排気量：4.77L 走行距離：56,490km	200,000	20,000

※　物件の詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」という。）上の情報を確認すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項又は第２項各号に該当すると認められる者

（２）日本語を完全に理解できない者

（３）登米市インターネット公有財産売却ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者

（４）当該入札にかかわる公有財産に関する事務に従事する登米市職員

（５）公有財産の売買について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していないもの

３　参加申込等に関する事項

（１）参加仮申込み

入札参加希望者は、令和８年 10 月 30 日（金）午後１時から令和８年 11 月 17 日（火）午後２時までに、あらかじめ売却システムにより参加の仮申込み手続きを行うこと。

（２）参加申込み（本申込み）

参加仮申込手続を完了した後、令和８年 12 月１日（火）午後１時までに所定の申込書により当市総務課財産係に提出すること。

４　契約条項等を示す場所及び問い合わせ期間

（１）場所　登米市役所総務部総務課財産係

（２）期間（日時）　令和８年 10 月 30 日（金）午後１時から
令和８年 11 月 17 日（火）午後２時まで

５　入札参加説明書（登米市インターネット公有財産売却ガイドライン）を交付する場所及び期間

４の（１）及び（２）に同じ

６　下見会

下見会は開催しないが、出品物品を確認したい場合は個別に対応するため、当市総務課財産係まで連絡すること。

７　入札の方法

（１）場所　売却システム上

（売却システム上の登米市トップページＵＲＬ）

https://kankocho.jp/gov/6066151081/?p=as

※物件は令和８年 10 月 30 日以降に公表されます

（２）期間（日時）　令和８年 12 月１日（火）午後１時から
令和８年 12 月３日（木）午後 11 時まで

（３）入札参加上の注意

売却システム上で入札価格を登録する。入札形式はせり売り形式によるものとし、入札は、入札期間中であれば何回でも可能とする。なお、一度行った入札は、入札参加者の都合による取消しや変更はできない。また、郵送等による入札書の提出は認めない。

８　開札及び落札者の決定方法

（１）令和８年 12 月４日（金）午前９時から、売却システム上で開札する。

（２）物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ最高価格で入札した者を落札者とする。

（３）２人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合は、先に設定した者を落札者として決定する。

（４）物件ごとに落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号及び売却決定金額を売却システム上に公開する。

９　入札保証金及び契約保証金

（１）入札に参加しようとする者は、当市が定めた入札保証金を物件ごとに指定された納付方法により納付しなければならない。

（２）落札者の納付した入札保証金は、その全額を契約保証金に充当する。

（３）契約保証金は、その全額を売払代金に充当する。

（４）クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は、引き落としを行わない。ただし、クレジットカードの引き落としの時期などの関係上、一旦入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還する場合がある。

（５）入札保証金は、落札者を除き入札期間後に返還する。返還する入札保証金には利息を付さない。

（６）落札者が、当市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は当市に帰属する。

10　契約の締結

落札価格が 50 万円を超える場合は、当市から落札者へ契約書を送付し、契約を締結する。ただし、落札価格が 50 万円以下の場合には、落札決定をもって契約を締結したものとみなし、契約書の作成を省略する。

11　売払代金の納付

（１）契約を締結した者は、令和８年 12 月 22 日（火）までに、当市が交付する納付書または当市が指定する銀行口座への振込みにより、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

（２）売払代金は、売払決定金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

12　入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

13　その他

（１）当市は契約不適合責任を負わない。

（２）落札決定後に、当市の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合は、当市に対して契約の解除及び売買代金の減額を請求することはできない。

（３）引き渡しは売却代金納入時の現状有姿で登米市の保管場所において行う。

（４）権利移転に伴う費用（印紙代自動車税、自賠責保険料など）は落札者の負担とする。また、仮ナンバーの取得や運送が必要な場合は、落札者の費用負担にて事前に準備することとする。

（５）本公告に記載のないものは、登米市インターネット公有財産売却ガイドライン等を参照する。

14　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称等

（１）名　称　登米市役所総務部総務課財産係

（２）所在地　〒987-0511　登米市迫町佐沼字中江二丁目６番地１

（３）電　話　0220-22-2091

（４）ＦＡＸ　0220-22-3328